職員の懲戒処分について

品川区長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり 公表します。

記

【自転車の窃盗】

1 発生年月日

令和5年10月27日(金)

2 被処分者

所属:子ども未来部

役職:主任 年齢:40歳

3 処分内容

停職1月

4 処分年月日

令和6年2月22日(木)

5 処分に係る事案の内容

被処分者は、令和5年10月27日(金)午前1時頃、飲酒後の帰宅途中、路上に 放置してあった自転車に手をかけたところ近くにいた警察官から職務質問を受けた。 近くの警察署に移動した後、警察による取調において、窃盗の意思をもって自転車に 手をかけたという内容の調書に本人が署名した。

11月上旬に自転車の持ち主と示談が成立し、その後、「占有離脱物横領」の罪で送 致され、令和6年1月10日(水)に不起訴処分となった。